



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会社名 株式会社 東 和 銀 行
代表者名 取締役頭取 吉永 國光
コード番号 8558. 東証第 1 部
問合せ先 総合企画部長 竹之内 一朗
T E L 027-234-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

第二種優先株式等に関する自己株式の取得について、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を実施できるようにすること等を目的として、法令の定めに従い、取締役会における決定を可能とするための定款の一部変更を行なうものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 28 日（火）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 28 日（火）

以 上

(下線____は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(<u>市場取引等による自己株式の取得</u>)</p> <p>第7条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。</p> <p>(<u>株主との合意による自己株式の取得</u>)</p> <p><u>第7条の2</u> <u>当銀行は、会社法第459条第1項第1号に掲げる事項については、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第8条～第11条 (現行どおり)</p>